

(分野別各論)

1 IT

1 情報通信ネットワークインフラの一層の整備促進

我が国では、これまで情報通信ネットワークインフラの整備として、主として光ファイバを中心とする有線系のブロードバンドネットワーク整備に重点が置かれてきたが、今後、ユビキタスネットワークを世界に先駆けて形成していくためには、これに加えて世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を構築していくことが必要であり、このため、電波制度についても、以下の抜本的な改革を進める。

(1) 周波数割当ての抜本的見直し

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境構築のためには、国等の公的機関、公営企業も含めて周波数割当てを抜本的に見直し、有効に利用されていない不要な周波数や光ファイバ等に代替可能な周波数を、移動通信など電波利用が不可欠な用途にできる限り割り当てる必要がある。

中でも特に、ユビキタスネットワークの基盤的ツールとして期待されているRFID(電子タグ)向けの周波数として、物流分野において要望が強いUHF帯から新たに周波数を割り当てることについて検討する。【平成16年度中に検討・結論】(ITア a)

(2) 周波数再配分・割当制度の整備

周波数割当てを抜本的に見直すに当たって、その再配分・割当てが円滑に行われるスキームを構築する必要があることから、以下の事項について措置する。

迅速かつ透明な周波数再配分の実施【第159回国会に法案提出済】

無線LANや情報家電等の新たな電波需要に対し、周波数を迅速に再配分していくためには、電波の利用状況調査を踏まえ、既存の免許人が円滑に退出できる仕組みを構築する必要があることから、一定条件下において既存の免許人の損失を補填する「給付金」制度を導入する。

「給付金」制度の財源については、再配分により利益を享受する新規の電波利用者にも一定程度負担させ、その仕組みは、電波配分の公平性・透明性の向上や周波数利用の効率性の向上を考慮したものとする。すなわち、新規免許人が周波数割当てにおいて競合する場合に「給付金」財源の負担割合や電波有効利用に対する寄与度を比較審査の際の考慮事項とするなどといった、客観的な基準の下で市場原理を

活用した比較審査制度を導入する。(I T ア a)

電波登録制度の導入【第159回国会に法案提出済】

無線LANは、同一システムの利用者間で同じ周波数を共用する仕組みもあり、また、同一周波数を使用する他の無線システムとの技術上の共用条件についても確立している。このようなシステムについては、有限希少な電波を最大限有効利用し、事業者の自由な参入や事業展開を可能とするという観点から、現行制度上無線局免許が必要なもの(空中線電力が10mW超)について、事後チェック型の管理制度(登録制)を導入する。(I T ア b)

(3) 電波利用料制度の抜本的見直し【平成16年度中に検討・結論】

電波利用料制度は、電波の適正な利用を確保するという観点から、無線局全体の受益のために要した費用を無線局の免許人全体で負担する制度であり、平成5年に導入された。

当該制度については、その後の携帯電話の急速な普及など電波利用の社会的環境が大きく変化したことから、その負担についてのアンバランスが指摘される一方、電波の経済価値を認めて電波の利用に対する対価を課すことにより、自発的に周波数の効率的な利用が進むようにすべきとの意見がある。

したがって、電波利用料制度については、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

この際、公的機関に割り当てられた周波数に関しても、その効率的な利用を促すため、利用料制度を導入することについて検討する。(I T ア)

2 電気通信事業における公正競争の促進

インターネットの急速な普及に伴い、電気通信のネットワーク構造が、従来の電話網を中心としたものから、IP網を中心としたものへと急速に変化しつつあり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の交換機を経由するトラヒックについても、平成12年度をピークとして減少傾向に転じている。

このような市場環境の変化を踏まえ、電気通信事業における公正競争を促進するため、総務省の市場監視機能及び体制を質・量両面で強化するとともに、次の施策を進める。

(1) 競争状況の評価の実施【平成15年度中に措置済、以降逐次実施】

近年、電気通信事業の分野は、新技術を背景とした新サービスの登場などが激しく、複数の事業者が複雑に関係しながら競争が生まれているが、その競争は、サービス提供上欠かせない設備や機能の開放の上に成立しているといった、他の財やサービスと

は異なる特徴を有している。このことから、行政サイドは、最新の技術動向を踏まえながら、高い専門性をもってできるだけ細やかに市場の競争状況とその変化を把握し、政策に反映する能力を備えることが必要である。

したがって、透明性・客観性に配慮しつつ、早急に電気通信事業における競争状況を分析・評価する手法を確立し、競争状況の評価を適切に実施する。(I T イ)

(2) I P 化の進展に即した事業者間接続料への見直し【平成16年度中に措置】

事業者間接続料については、平成9年度に「指定電気通信設備制度」が導入され、他事業者のサービス提供に不可欠な設備に関する会計分離（接続会計の導入）や会計結果に基づく適正な原価算定の実施といった制度整備が行われた。さらに、平成12年度には、原価算定について、算定の透明性を高め、N T T 東西に合理化インセンティブを与えるため、「長期増分費用方式」が導入され、接続料の低廉化が着実に実現されてきた。

しかしながら、D S L や F T T H 等のブロードバンドサービスの急速な普及や、I P 電話サービスの本格的な開始といったI T 革命進展の結果、交換機を経由するトラヒックが平成12年度をピークに減少し始めたため、平成15年度及び16年度に適用される接続料は一部引き上げられることとなった。(接続料は、原価をトラヒックで除して算定される。)

したがって、平成17年度以降の接続料については、トラヒックの減少及びN T T 東西が従来電話網への新規投資を抑制しているという環境変化を踏まえ、更なる競争を促進するという観点から適切な算定方式を検討する。(I T イ)

(3) 外国政府等との協定等に係る認可の見直し【平成16年度中に措置】

現在、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第40条に基づき、我が国の電気通信事業者が外国政府又は外国の電気通信事業者等と締結する電気通信業務に関する協定又は契約のうち、国際計算料金等の重要な事項を内容とするものを締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととされている。

これについては、認可を受けた後でなければ協定書等を発効できず機動的なサービス提供に支障が生じるなどの指摘がある一方、途上国において国際計算料金を著しく引き上げるといった事例も発生しているところであり、利用者料金の値上げなど利用者の利益に重大な影響を与えるおそれも否定できない。

したがって、外国政府等との協定等については、認可制自体は維持しつつも、例えば、国際計算料金の引下げなど我が国の利用者の利益に悪影響を与えるおそれが少ないと考えられる協定又は契約については、認可対象から外す。(I T イ)

(4) NTTの在り方【引き続き注視】

電気通信事業をめぐる急激な環境変化に伴い、ブロードバンドサービスを中心に競争が進展している。特に、現在大きく成長しているADSLサービスにおいては、加入者に関するNTT東西のシェアは36.8%(平成15年11月末)であり、2年前の約60%から大幅に低下している。また、新たなIP関連サービスを始めとして、グループ内企業相互の競争も進展しつつある。

しかしながら、依然としてNTTが他事業者のサービス提供に不可欠な設備を保有している状況に変わりはない。

したがって、NTTグループの経営形態等については、今後ともネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。

(ITイ a)

3 公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備【平成16年度より逐次実施】<「エネルギー」5に再掲>

近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。

(1) 公益事業分野における市場監視の強化

競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。(ITイ a、エネエ a)

(2) 公益事業各分野における競争政策の強化

競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の

所管官庁への提案を行う。(I T イ b、エネ エ b)

(3) 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備

通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。(I T イ c、エネ エ c)

(4) 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係

上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。(I T イ d、エネ エ d)

(5) 事業所管官庁における中立性確保

事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。(I T イ e、エネ エ e)

4 社会・経済活動全般における I T 利用の活発化

世界最先端の高度情報通信ネットワーク社会を構築するためには、情報通信ネットワークインフラの整備と軌を一にして、その利用の促進を図ることが必要であり、そのためには、I T 利用を阻害する規制・制度についての改革に取り組む必要がある。

その中でも特に事業者からの要望が強い「民間保存文書の電子的保存の容認」については、民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものに係る電子保存の容認の要件やスケジュール等の対応の方向性を早急に明確化する。【平成15年度中に措置済】(I T ウ)